

[事案 2021-236] 解約返戻金割増請求

・令和4年4月13日 裁定終了

<事案の概要>

解約にともなう保険料積立金の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和51年8月に契約したがん保険2件および平成2年1月に契約したがん保険について、以下等の理由により、保険法第63条に規定される保険料積立金を返還してほしい。

(1)令和3年5月に、本契約3件を解約したところ解約返戻金が支払われたが、解約とは保険法第54条に規定される「解除」にあたるため、同法第63条が適用され所定の保険料積立金が払い戻されるはずである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)各契約の約款には、当社に申立人に対する保険料積立金の支払債務を発生させる定めはない。

(2)保険法の施行は平成22年4月であり、本契約への保険法の適用はないが、改正前商法第680条2項、683条2項にもとづき判断したとしても、被保険者が自殺をしたとき、受取人が被保険者を故意に死亡させたとき、戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき、責任開始前の解除、危険増加を前提としている事案、契約者が破産手続をしている場合等のいずれにも該当しないため、本解約には適用されない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、解約にともなう保険料積立金の返還は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。